徳島県監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき,令和3年度の定期監査を執行したので,その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

徳島県監査委員	近	藤	光	男
同	畄	﨑	悦	夫
同	大	寺	健	司
同	原		徹	臣
同	福	Щ	博	史

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準(令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号)に 準拠して実施した。

2 監査の対象

別表に記載の42機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和2年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし,監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに,関係職員から説明を聴取することにより, 監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果,重要な点において監査基準 第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては,次のとおりである。

(1)超過勤務手当等の支給で適切でないもの

<阿波西高等学校>

前年度の監査に引き続き,超過勤務手当等の支給で適切でないものがある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2)通勤手当の支給で適切でないもの

< 阿波西高等学校 >

高速道路の利用に係る通勤手当で過大支給となっているものがある。事前に協議を受けた教職員課において誤った教示をし、学校はそのまま認定していた。今後、教職員課、学校において組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3)教育財産の使用許可に関する事務で適切でないもの

< 那賀高等学校 >

教育財産の使用許可において,使用日数が増加しているにもかかわらず,使用許可の変更を行っていないものがある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4)物品の管理で適切でないもの

< 那賀高等学校 >

前年度の監査に引き続き,物品出納簿に記載できていない物品がある。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監査対象機関	監 査 年 月 日
阿南光高等学校 富岡東中学校	令和 4 年 1 月 1 3 日 "
富岡東高等学校 小松島高等学校	" 令和 4 年 1 月 1 4 日
徳島商業高等学校 阿南支援学校 鳴門高等学校	" 令和 4 年 1 月 1 7 日 令和 4 年 1 月 1 8 日
鳴門渦潮高等学校 つるぎ高等学校	令和 4 年 1 月 1 9 日
川島中学校川島高等学校	令和 4 年 1 月 2 0 日 "
吉野川高等学校 鴨島支援学校	" 令和 4 年 1 月 2 1 日
板野支援学校 阿波高等学校 阿波西高等学校	" 令和 4 年 1 月 2 4 日 "
城東高等学校城北高等学校	令和 4 年 1 月 2 5 日 "
みなと高等学園 総合教育センター	令和 4 年 1 月 2 7 日 令和 4 年 3 月 1 日
しらさぎ中学校 城南高等学校 城ノ内高等学校	'' ''
- 城ノ内高寺子校 徳島北高等学校 - 城西高等学校	" "
徳島科学技術高等学校 徳島中央高等学校	" "
小松島西高等学校 富岡西高等学校	" "
那賀高等学校	<i>II</i>

監査対象機関	監査年月日
海部高等学校	令和 4 年 3 月 1 日
板野高等学校	"
名西高等学校	"
穴吹高等学校	ıı .
脇町高等学校	ıı .
池田高等学校	ıı ı
城ノ内中等教育学校	ıı .
徳島視覚支援学校	ıı .
徳島聴覚支援学校	ıı ı
国府支援学校	ıı .
ひのみね支援学校	"
池田支援学校	II .